

一生に一度は見たい、 神秘の旅へ。



カナダ イエローナイフ
※写真は旅行先のイメージです。

50歳代限定 退職ライフ定期積金

□定期積金の契約期間／1年以上10年以内(預入期間は指定できます) □契約金額／100万円以上300万円以内

特典

1

定期積金 年 **0.1%**
(税引き後 0.079%)

特典

2

満期時に特別割引料金で行く
パック旅行等のご案内
さらに旅行等をご利用の方には旅行グッズのプレゼント

JAうま

四国中央市中之庄町1684番地4
TEL0896-24-3737
金融部 金融企画課

JA新居浜市

新居浜市田所町3番63号
TEL0897-37-1003
本店営業部

JA西条

西条市神拝甲478番地1
TEL0897-56-1800
金融共済部 資金課

JA周桑

西条市丹原町池田1701番地1
TEL0898-68-6266
金融共済部 貯金課

JAおちいまばり

今治市北宝来町1丁目1番地5
TEL0898-34-1813
金融営業部 金融企画課

JA今治立花

今治市北島生町3丁目3番地14号
TEL0898-23-0246
金融部 営業課

JA松山市

松山市三番町8丁目325番1
TEL089-946-1611
金融推進部

JAえひめ中央

松山市千舟町8丁目128番地1
TEL089-943-8731
金融部 金融企画課

JA愛媛たいき

大洲市東大洲198番地
TEL0893-24-4182
金融部 資金課

JAにしうわ

八幡浜市江戸岡1丁目12番10号
TEL0894-24-1118
金融部 推進指導課

JAひがしうわ

西予市宇和町卯之町2丁目462
TEL0894-62-1212
金融部 貯金課

JAえひめ南

宇和島市栄町港3丁目303番地
TEL0895-22-8111
信用部 企画課

 **JAバンクえひめ**
(愛媛県内JA / 県信連)

JAバンクえひめホームページにて商品の
内容をご覧になれます。ぜひご利用ください。

JAバンクえひめ

検索

「JAバンクえひめ」は、愛媛県内12JAと県信連の総称です。

スマートフォン専用



一生に一度は見たい、神秘の旅へ。

50歳代限定 退職ライフ定期積金

1.商品名

- 定額式および目標式定期積金:『退職ライフ定期積金』

2.ご利用いただける方

- 個人のみ(原則として、50歳代を対象とします。)

3.期間

- 1年以上10年以内(満期日は退職予定の年月を指定してください。)

4.払込方法

- (1)払込方法 ● 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます(目標式は初回で掛金を調整)。
● 払込周期は毎月とします。
● 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
- (2)払込金額 ● 1回あたり10,000円以上
- (3)払込単位 ● 1円単位
- (4)契約金額 ● 100万円以上300万円以内

5.払戻方法

- 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。

6.給付補填金

- (1)適用利回り ● 年0.10%(税引き後0.079%)を約定利回りとして適用します。
- (2)支払頻度 ● 満期日以後に一括して支払います。
- (3)計算方法 ● 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。
- (4)税金 ● 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。
- (5)金利情報の入手方法 ● 金利は店頭のコピーボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。

7.手数料

8.付加できる特約事項

- 総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率)
- 普通貯金等からの自動振替による払込みができます。

9.中途解約時の取り扱い

- 満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。

10.貯金保険制度(公的制度)

- 保護対象
当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容

- 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または当JA(本商品を申し込まれた該当JA)の下記連絡先にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

JA名	担当部署	電話番号
JAうま	金融部 金融企画課	0896-24-3737
JA新居浜市	本店営業部 信用	0897-37-1003
JA西条	総合管理部 リスク統括課	0897-56-1800
JA周桑	金融共済部 貯金課	0898-68-6266
JAおちいまばり	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817
JA今治立花	金融共済部 営業課	0898-23-0246
JA松山市	金融推進部	089-946-1611
JAえひめ中央	金融部 金融企画課	089-943-8731
JA愛媛たいき	金融部 資金課	0893-24-4182
JAにしうわ	金融部 業務課	0894-24-1118
JAひがしうわ	金融部 貯金課	0894-62-1212
JAえひめ南	信用部 企画課	0895-22-8111
JA愛媛県信連	企画管理部 リスク管理課	089-948-5273

また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情を受け付けております。

- 紛争解決措置/外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)

12.その他参考となる事項

- 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。
- 掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。
- 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
- 諸情勢によってお取り扱いを終了することがあります。

詳しくはJA窓口にお問い合わせください。

2019年4月1日現在